

令和7年度（2025年度）熊本・モンタナ留学プログラム

実施要項

1 趣 旨

熊本県の高校生に対し、米国モンタナ州の高校の3年生に在籍しながら、州立モンタナ大学の講義も受講できるプログラムを提供することにより、将来、国際的視野をもって本県のさらなる発展に貢献できる人材の育成を行う。また、人的・文化的交流の観点から、本県とモンタナ州の友好関係の促進に資するものとする。

2 事業内容

上述の趣旨を達成するため、本県は以下のプログラムを実施する。

- (1) 熊本県の高校3年生（以下「参加者」という。）を令和8年（2026年）8月からモンタナ州ミズーラ市の公立高校に約10ヶ月間留学させる。参加者は、留学中、現地の一般家庭にホームステイをする。
- (2) 参加者が現地の高校で学びながら、州立モンタナ大学の講義を受講し、単位を取得することを可能とする。参加者が米国での高校3年生を修了して帰国した後、熊本での在籍高等学校の校長の判断により、参加者の在籍校での卒業を認めることができる。
- (3) 参加者が一定の基準を満たせば、州立モンタナ大学へ入学することを可能とする。その際、現地の高校3年次に同大学で取得した単位も有効とする。

※本事業は、公益社団法人日本国際生活体験協会（以下「EIL」という。）の「高校生交換留学プログラム」と連携して実施する。

3 留学先

- (1) 米国モンタナ州ミズーラ市のヘルゲイト高校（公立）又はビッグスカイ高校（公立）
- (2) 米国州立モンタナ大学

4 募集人員

若干名

5 応募資格

以下の要件を全て満たすことを条件とする。

- (1) 日本国籍を有する者又は日本への永住を許可されている者
- (2) 応募時に熊本県内に所在地を有する県立高等学校、学校法人の設置する私立高等学校（通信制については県外在住者を除く）、県立特別支援学校高等部又は大学入学資格を得ることができる専修学校高等課程の2年生に在籍している者
- (3) 心身ともに健康で、異文化での生活に適應できる者
- (4) 学業成績について、評定平均値（5段階評価）が中学校3年間で3.5以上、高校1年次で3.5以上であること。また、中学校3年間を含め、評定に1又は2がないこと。
- (5) 在籍する高等学校等の校長から推薦を受けている者
- (6) 応募時に、英検2級以上、TOEFL iBT61点、IELTS 5.0以上等のスコアを有する者、または同等の英語力を有すると認められる者

※ただし、高校授業と並行して州立モンタナ大学の講義を受講するためには、英検準1級以上等の英語資格が必要であるため、渡米（令和8年（2026年）8月）までに、当

該レベルの資格取得に努めること（「11 留意点」を参照）。また、同レベルの英語資格等が、州立モンタナ大学に入学する場合も必要となる。

- (7) 過去に米国への交換留学（J-1）プログラムに参加したことのない者

※J-1 ビザは1人につき1回しか発行されないため

6 応募書類

※各種様式は県ホームページよりダウンロードできます（令和7年度版をダウンロードしてください）。

（URL：https://www.pref.kumamoto.jp/site/eeepro/233519.html）

- (1) 申請書、志望理由書 等

- ① 熊本・モンタナ留学プログラム用（県様式）

- ・別記様式1
- ・志望理由書

- ② EIL高校生交換留学プログラム用（EIL様式）

- ・2026年派遣 熊本モンタナ留学プログラム願書（両面）
- ・課題作文①及び②

- (2) 応募者本人の住民票（原本）

※日本国籍を有する者は本籍が、日本への永住を許可されている者は在留資格が、それぞれ記載されているもの

- (3) 学校長推薦書（別記様式2）

※発行者により厳封されたもの

- (4) 中学校、高等学校の成績書類

※発行者により厳封されたもの。また、中学校、高等学校ともに出欠状況が分かるもの。

- ・中学校の成績については、現在応募者が在籍する高等学校等の所有する抄本の写しで可。

ただし、在籍中の各学年の成績が分かるもの。

- ・高等学校の成績については、2年生1学期まで（2学期制の学校においては、1年生の後期まで）の成績が分かるもの。

- (5) 英語能力試験のスコアを有することが証明できる書類の写し ※スコアを有する者のみ提出

- (6) 応募申請に係る同意書（別記様式3）

- (7) 高校からの評価表（「学校の先生からの評価表」）（EIL様式）

- (8) チェックリスト（別記様式4）

<注意事項>

- ・在籍校の校長を通じて上記（1）～（8）の書類を提出（一般書留郵便による郵送又は持参）ください。
- ・提出された書類等は返却しませんので、必要に応じて書類の写しを保管ください。

7 応募受付期間

令和7年（2025年）6月2日（月）～9月12日（金）午後5時 必着

8 応募書類提出先

※ 在籍校により異なる。

- (1) 県立高等学校又は県立特別支援学校高等部に在籍する生徒

〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県教育庁市町村教育局義務教育課 グローバル人材育成推進室（行政棟新館6階）

Tel 096-333-2705（直通）

- (2) 私立高等学校又は専修学校高等課程に在籍する生徒

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県総務部総務私学局私学振興課 企画・宗教班（行政棟本館2階）

Tel 096-333-2062（直通）

9 選考

(1) 選考委員会の設置

派遣候補者の決定を公正に行うため、選考委員会を置く。

(2) 選考方法

① 1次審査（書類選考）

応募書類を審査し、応募資格を満たしていることを確認する。

9月30日（火）までに、応募者全員に対し、審査結果を通知する。

※ 1次審査の結果通知後、2次審査選考料を下記振込先へ支払うこと。

選考料：22,300円

【振込先】： 三菱UFJ銀行 春日町支店 普通預金 0607358

公益社団法人日本国際生活体験協会

振込期限 10月15日（水） 正午

※オンライン決済も可能です。

② 2次審査 10月26日（日）

以下の（あ）及び（い）を、参集にて実施する。なお、英語筆記試験は会場にてオンライン方式で実施する。詳細については、1次審査合格者に所属校を通じて別途通知する。

（あ）英語筆記試験（CBT）

筆記試験は、英語能力判定試験を実施する。

※英語能力判定試験は、米国の高校教育を受ける留学生の英語運用能力を測る

ELTiS 2.0を行う。リスニングとリーディングから構成される試験である。

（い）面接試験

面接試験は、県関係者（義務教育課と私学振興課／生徒対象）によるものと、EIL

関係職員（生徒及び保護者1名対象）によるものを別に行う（詳細は別途通知）。

③ 最終選考結果通知

11月中旬（予定）

10 渡米までの手続き

(1) 高校生交換留学プログラムへの登録

(2) 事前英語通信教育

(3) 英文手続き書類の作成

(4) 出発前オリエンテーション

(5) 滞在先の決定・ビザ手続き

(6) 出発（令和8年（2026年）8月）

1 留意点

(1) 現地の高校3年次の授業について

参加者の熊本での在籍校における高校2年次までの履修状況を確認し、現地の高校での履修科目候補について、県教育委員会が助言の上、在籍校が決定する。

現地での実際の履修科目については、現地で高校3年生の学期開始後、試行期間（2週間程度）中に、参加者と現地高校職員（コーディネーター）が授業レベルの適合具合等を確認した上で決定する。

その際、熊本の在籍校における卒業に必要な条件を必ず満たすよう留意する。

(2) 高校3年次に州立モンタナ大学の講義を受講する条件について

ア 応募時に英検準1級以上、TOEFL iBT 70点以上、IELTS 6.0以上又はこれらと同程度と州立モンタナ大学が認める英語能力判定試験のスコアや資格（以下「英検準1級等」という。）を有する場合

現地での高校3年生の開始（令和8年（2026年）8月末）と同時に、州立モンタナ大学での講義受講も認められる。なお、取得できる単位数は時間的な制約から数単位になる見込み。

イ 応募時に英検準1級等を未取得の場合

参加者は、渡米（令和8年（2026年）8月）までに、英検準1級等の取得を目指すこと。取得できない場合、現地での高校3年生の前期授業（8月末～12月）は高校の授業のみを受けることとなる。

前期の間に州立モンタナ大学から課せられる英語試験（TOEFL iBT）を受け、基準（70点）に達するか、又は英検準1級等を取得した場合、後期授業（1月～5月）からは大学講義の受講が認められる。基準に達しない場合は、後期授業も高校授業のみの受講となる。

(3) 高校3年生修了後について

留学先の高校において高校3年生の履修科目を取得した場合、熊本での在籍校の校長の判断により、在籍校での卒業を認めることができる。その後、州立モンタナ大学進学希望の場合は、次のとおり。

ア 大学が課す英語力等の基準に達している場合

既に大学講義を受講している場合、あるいは高校3年次の後期で大学が課す英語試験（TOEFL iBT）で基準に達し（又は英検準1級等を取得し）、なおかつGPA 2.5*以上（日本の5段階評定平均値3.5相当）の場合、高校3年次の内に必要な手続きを行い、令和9年（2027年）8月末の入学が可能となる。*GPA(Grade Point Average):評定平均

イ 大学が課す英語力等の基準に達していない場合

令和9年（2027年）8月末の大学入学は認められないため、語学学校に通うなどして、後期（令和10年（2028年）1月～）入学を目指すことになる。

ただし、いずれの場合もビザの関係で、令和9年（2027年）6月頃に一度帰国しなければならない。

(4) 留学中の活動報告及び県事業への協力について

・派遣者は、本プログラムでの留学中、定期的に活動報告を行い、協力団体であるEILへ提出すること。なおその報告は、EILホームページに掲載される。

・派遣者は、帰国後、本プログラム及び本県高校生の留学促進を目的とする県主催事業に協力すること。

12 主な必要経費（参加者の自己負担）

(1) 高校3年次の留学費用（高校生交換留学プログラム） 212万円

(2) モンタナ州指定料 19万2千円

(3) 現地研修受講費用 37万円

※研修受講が必要ないIELTS2.0のスコアを取得した場合は受講不要

(4) 大学の受講料 ※1単位約680ドル（州内高校出身の学生と同額）。

(5) その他準備費用（海外保険代、ビザ取得費等）約50万円

※詳細については、「EIL 高校生交換留学プログラム2026年派遣生募集の案内」を参照。（URL: www.eiljapan.org）

13 奨学金等（参考）

（1）熊本県高校生留学支援金

留学支援金の基準額は50万円。応募者数により選考有。応募条件等詳細は「令和7年度（2025年度）熊本県高校生留学支援金交付要項」を参照。

<主な応募条件>

○前年度の学年における全体の評定平均が4.0（8.0）以上、かつ、外国語1科目及び任意の得意科目1科目の計2科目の評定平均値が4.5（9.0）以上である者（括弧内は10段階評価の場合）

○過去に熊本県高校生留学支援金の交付を受けていない者

※ただし、過去に支援金の交付を受けた者で、自然災害等本人の責めに帰さない事由により留学が中止となった者は交付対象者とする。

（2）熊本・モンタナ奨学制度

「熊本・モンタナ奨学制度奨学生推薦要項」に基づき熊本県の推薦を受け、州立モンタナ大学に入学した場合、高校3年間の成績や英語力に応じた奨学金が大学から給付される。

※令和7年度 奨学金額修正

（単位：米ドル）

	高校3年間の全体の評定平均値	給付金額(年間)
州立モンタナ大学	5.0-4.95	18,500
	4.949-4.75	16,500
	4.749-4.35	14,500
	4.349-4.0	13,000
	3.99-3.5	5,500

14 その他

提出された個人情報は、「熊本県個人情報保護条例」により熊本県において厳正に管理を行う。

15 問合せ先

〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県教育庁市町村教育局義務教育課 グローバル人材育成推進室（行政棟新館6階）

TEL 096-333-2705（直通）